

後見等開始申立に必要な書類

松本市白板一丁目9番43号
古川司法書士事務所
司法書士 古川静男
TEL 0263-35-9188
FAX 0263-35-9173
平成29年11月27日改正

	必要書類	詳細	取寄せ先	チェック欄
1	医師の診断書、診断書付票	同封のもの。主治医に記入してもらってください。	主治医	
2	本人事情説明書	同封のもの。本人の様子を申立人又は施設担当者の方が記入してください。		
3	候補者事情説明書	同封のもの。後見人等の候補者が自分のことについて記入してください		
4	戸籍関係 ※ 共通するものは1通で結構です。 ※ ご自分で取得が難しい場合、当事務所でも職務権限で取得可能です。	本人の出生から現在までの戸籍、除籍原戸籍謄本	本籍地の市町村役場	
		本人の住民票謄本（本籍の記載があるもの）	住所地の市町村役場	
		後見人候補者の戸籍謄本	本籍地の市町村役場	
		後見人候補者の住民票謄本（本籍の記載があるもの）	住所地の市町村役場	
		申立人の戸籍謄本	本籍地の市町村役場	
5	後見人候補者の身分証明書	後見登記、破産宣告を受けていないこと等を証明したもの <u>④免許証のコピーではありません。</u>	本籍地の市町村役場	
6	本人の「登記されていないことの証明書」	申立人から委任状をいただき、 <u>当事務所で取得します。</u>	東京法務局 後見登録課	
7	本人の福祉関係の手帳 ※該当の書類がある場合	介護保険証 療育手帳 医療保険証 精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳 等のコピー		
8	★本人の財産関係の書類	詳細は、次のページ以降をご覧ください。		
9	★本人の収入・支出がわかる書類	詳細は、次のページ以降をご覧ください。		
10	後見人等候補者の収入、負債がわかる書類	源泉徴収票、確定申告書、住宅ローンの返済予定表、借用証書等のコピー		
11	親族同意書	本人の推定相続人の方全員に記入してもらってください。（もらえる範囲で構いません）		

コピーが必要な書類は、こちらでコピーを取らせていただきますので当事務所までご持参ください。

☆申立人とは、今回の申請をしようとする人（本人の4親等内の親族等）

☆本人とは、後見等を受けようとする人

☆後見人等候補者とは、本人のために、後見人等になろうとする人

本人の財産関係・収入支出に関する書類について

家庭裁判所へ後見等開始の申立をする場合、本人が所有する財産全部および毎月の収入支出の予定を記載した「財産目録」を提出する必要があります。

「財産目録」を作成するために、下記の書類が必要になりますので、できる範囲でご準備ください。こちらでコピーを取らせていただきますので、当事務所までご持参ください。

★本人の財産関係の書類

	必要書類	詳細	チェック欄
(1) 不動産について	固定資産税納税通知書のコピーまたは評価証明書	所有する不動産の所在、固定資産税の年額が分かる書類。	
(2) 預貯金について	預貯金通帳	直近に記帳してください。 過去1年分の取引がわかるもの（通帳が繰越していたら、繰越前のもも必要。） 取扱店、口座番号がわかるように表紙の裏表も必要。 総合口座の場合、定期預金のページも必要。	
	定期預貯金の証書	裏表両方必要。	
	定期積金の証書	裏表両方必要。	
(3) 有価証券について	株式、投資信託についての書類	証券会社から郵送される取引状況のわかる書類。	
	J A、信用金庫等の出資金	出資証券または金融機関から郵送される取引状況のわかる書類。	
	国債、地方債、政府債	金融機関の国債等保護預り管理通帳、証券等。金額がわかる書類。	
(4) 保険・共済について	保険、共済証書	本人が契約者または受取人になっている生命・建物・傷害保険等の証書の裏表。金額・当事者がわかる書類。	
(5) 車両について	車検証、保険証書等	自動車、バイク、農機具等を所有している場合に機種がわかる書類。	
(6) 負債について	借入金契約書、保証書、返済計画一覧表等	本人が債務者・保証人・連帯保証人になっている負債について、その具体的な内容がわかる書類。	

★本人の収入・支出がわかる書類

	必要書類	詳細	チェック欄
(1)収入について	年金振込通知書または年金証書	老齢年金・障害者年金等を受け取っている場合。受取額がわかる年金事務所等から送られてくる書類。	
	恩給	受取額がわかる書類	
	確定申告書	確定申告をおこなっている場合。	
	給与明細書	給与所得がある場合、金額がわかる書類。	
	賃貸契約書	賃貸収入がある場合、金額がわかる書類。 (貸家・アパート・駐車場・電柱敷地使用料等)	
	配当金支払明細書	株式等を所有していて配当がある場合、金額がわかる書類。	
	その他収入の明細書	上記以外の収入がある場合、金額のわかる書類。	
(2)支出について	施設利用料	施設入居の場合、金額の明細がわかる領収書。	
	医療費	病院の領収書。	
	介護サービス利用料	デイサービス・介護用品等の利用がある場合、金額のわかる領収書。	
	税金・社会保険料の納付通知書	固定資産税・医療保険・介護保険料・住民税・所得税等の金額がわかる書類。	
	その他支出の明細書	上記以外の支出がある場合、金額のわかる書類。	